

質疑回答書

令和7年7月28日

指名業者 各位

菊池広域連合消防本部 総務課

下記業務について、質疑がありましたので回答いたします。

入札番号 令7菊広連消第2号
業務名 令和7年度消防業務ネットワーク用パソコン等賃借業務
リース期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

番号	質疑	回答
1	賃貸借満了後のデータ消去は必要でしょうか。	必要です。
2	必要な場合、弊社指定業者にて機器引取を行い、引取り後に業者専用ヤードでのデータ消去作業となりますがよろしかったでしょうか？ 専用ソフトでのデータ消去を行い、作業後は作業報告書を提出致します。	お見込みのとおりです。 受注者の指定業者にて機器を引取り後、データ消去作業を実施し、完了後にデータ消去に関する証明書を発行してください。
3	契約保証金は必要でしょうか。	菊池広域連合契約事務規則第22条の規定により判断します。
4	仕様書に保守の条件がありませんので、リース会社に保守責任(含む代用品準備責任)はないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	契約書はリース会社が用意する書式の契約書でよろしいでしょうか。	契約書の書式は別紙のとおりとなりますが、受注者提案の契約書に、当連合の必要事項が記載されていれば可とします。
6	リース満了時の物件の返却について、物件は各設置場所を回って回収でしょうか。それとも1箇所にとりまとめて置いていただくことは可能でしょうか。	1箇所にとりまとめる予定です。

7	物件返却時のデータ消去について、物理破壊ではなく、ソフトを使用してデータを消去し、後日データ消去証明書を提出する方法でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	動産総合保険について、地震や騒乱は補償対象外の、リース期間の経過年数に応じ補償額も逓減する通常の動産総合保険（時価）でよろしいでしょうか。 また仕様書の中のソフトウェアには動産総合保険は付保しないと考えてよろしいでしょうか。	前段、後段ともにお見込みのとおりです。
9	ノートパソコンは日常的に設置場所から持ち運んで使用する可能性はございますでしょうか。	日常的に持ち運んで使用することはありません。